

菊池市創業支援事業要綱

平成30年3月28日

告示第87号

改正 平成30年12月20日告示第202号

令和3年3月24日告示第44号

令和3年4月27日告示第90号

令和4年3月31日告示第60号

令和4年4月1日告示第69号

令和5年3月30日告示第69号

令和6年3月29日告示第181号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の産業の振興と雇用の創出を図るため、本市で創業する者又は新分野に進出する者に対し、経営基盤の安定化を図り、地域産業の活性化に資することを目的として、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 これまで、事業を営んだことのない個人が、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業等の届出により、新たに本市において事業を開始すること又は事業を営んだことのない個人が新たに法人を設立し、本市において事業を開始することをいう。
- (2) 創業の日 個人にあっては管轄する税務署に提出した開業等の届出に記載された開業年月日を、法人にあっては登記簿謄本に記載された設立年月日をいう。
- (3) 創業支援事業者 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第127条の規定による認定を受けた菊池市創業支援事業計画(平成27年総務大臣及び経済産業大臣認定)における創業支援機関をいう。
- (4) 新分野 既に営んでいる事業とは異なる業種のこと(日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)の小分類・細分類に規定する業種は含まない。)をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金は、次に掲げる全ての要件を満たし、菊池市内において創業を希望する者又は新分野に進出する者を対象として補助を行う。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 創業する者にあつては、補助金の申請年度内に創業を行う者又は申請時において創業の日から1年を経過しない者であること。

イ 新分野に進出する者にあつては、交付の決定を受けた後に事業に着手する者であること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 個人事業者にあつては、当該事業の代表者が補助事業の完了(以下「事業完了」という。)までに本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されていること。

イ 法人にあつては、事業完了までに本市を本店所在地とした法人登記が行われていること。

(3) 業種にあつては、日本標準産業分類の大分類I—卸売業、小売業、大分類M—宿泊業、飲食サービス業、大分類N—生活関連サービス業、娯楽業、大分類O—教育、学習支援業、その他商店街の集客やイメージアップに有効でまちづくりに寄与すると市長が認める業種であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員でない者、又はそれらと密接な関係を有しない者であること。

(5) 市県民税の滞納がないこと。

(6) 創業支援事業計画のワンストップ窓口等で1箇月以上の期間をかけ4回以上の相談を行い、適切な事業計画を有している創業支援事業者又はそれと同等の事業計画を有する新分野に進出する者であること。

(7) 過去に菊池市創業支援事業による助成を受けていない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象とはしない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により許可又は届出を要する事業

(2) 他の者が行っていた事業を継承して行う事業

- (3) 国及び地方公共団体等の公的機関からの補助金、助成金等を活用している事業
 - (4) その他市長が適当でないと認める事業
- (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新たな需要や雇用を創出する事業
 - (2) 事業に独創性又は新規性のある事業
 - (3) 本市の事業所等と取引を行うことにより、地域産業への波及効果が期待できる事業
 - (4) 事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業
- (グルメ菊池重点区域及び過疎地域)

第5条 市長は、次に掲げる者に対しては、特に重点的な支援を行うものとする。

- (1) 別図に指定するグルメ菊池重点区域において、観光集客に寄与すると市長が特に認める事業を創業する者
 - (2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域(以下「過疎地域」という。)において創業する者
- (補助対象経費等)

第6条 創業する者に係る補助対象経費は、事業を行う上で必要な経費とし、補助金の額及び補助対象期間については、別表第1のとおりとする。ただし、前条各号に規定するグルメ菊池重点区域及び過疎地域における補助対象経費等については、別表第2のとおりとし、別表第1に規定する補助金と重複して交付しないものとする。

2 新分野に進出する者に係る補助対象経費は、事業を行う上で必要な経費とし、補助金の額及び補助対象期間については、別表第3のとおりとする。ただし、前条各号に規定するグルメ菊池重点区域及び過疎地域における補助対象経費等については、別表第4のとおりとし、別表第3に規定する補助金と重複して交付しないものとする。

3 別表第1から別表第4までに掲げる店舗建設費は、新たに店舗等を建築する場合、店舗改修費は、店舗等を改修する場合に補助金を交付するものとし、重複して交付しないものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、規則第3条第2項に定める交付基準にかかわらず別表第1から別表第4までに定めるところにより算定した額を基礎として、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助の要件)

第8条 菊池市中小企業振興基本条例(平成20年条例第23号)の主旨に鑑み、店舗等の新築又は改修工事を行う場合の施工業者は、本市に事業所を有する者であること。

(制度融資の活用)

第9条 創業に当たり、必要な資金は菊池市創業融資制度要綱(平成30年告示第79号)に定める菊池市創業融資制度を活用できるものとする。

(補助対象事業の承認)

第10条 補助対象事業が翌年度以降にわたるときは、補助対象者は、事業承認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、事業承認書(様式第2号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第11条 補助金の交付を受ける場合は、補助金等交付申請書(規則様式第1号の1)に、次に掲げる関係書類のうち必要な書類を添えて、菊池市商工会(以下「商工会」という。)に提出し、商工会は意見書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 創業・新分野進出計画書(様式第3号)
- (2) 土地売買金額又は賃貸借金額が確認できる書類
- (3) 建築費又は改修費に係る金額が確認できる書類
- (4) 店舗、敷地等の平面図及び現況写真
- (5) 融資に係る金銭消費貸借契約書等借入れを証する書類又は貸付金償還予定表等の写し
- (6) 融資に係る資金の取扱金融機関が発行する創業融資利子受入実績証明書(様式第4号)
- (7) 菊池市創業支援事業計画に基づく支援を受けたことの証明書(様式第5号)
- (8) 市県民税の未納がない証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第12条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実態調査等により、その内容を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金等交付決定通知書（規則様式第2号）により、交付の決定を通知するものとする。

(交付)

第13条 申請者は、補助金の交付の決定の通知を受けたときは、菊池市創業支援補助金交付請求書(様式第6号)により請求し、交付を受けるものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、申請者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(計画等の変更による補助金の額)

第15条 規則第8条第3号に基づく補助金等交付決定額の変更は、補助金の増額を認めないものとする。

2 事業の廃止のときの補助対象経費の額は、次に定めるところによる。また、事業の3月を超える休止は、事業の廃止として取り扱うものとする。

(1) 賃借料、固定資産税相当額及び借入金利息は、別表第1から別表第4までに定める補助金の額のうち、営業を行った月数の額を補助対象経費の額とする。

(2) 店舗建設費又は店舗改修費は、病気等のやむを得ない事由を除き、営業を行っていた月数を36月で除し、その月数を乗じた額とする。

3 事業の3月以内の休止のときは、次に定めるところによる。

(1) 賃借料、固定資産税相当額及び借入金利息は、別表第1から別表第4までに定める補助金の額のうち、営業を行った月数の額を補助対象経費の額とする。また、休止の期間は、補助対象期間に含めるが補助を行わないものとする。

(2) 店舗建設費又は店舗改修費は、変更しないものとする。

(補助金の返還)

第16条 事業を開始した月から36月未滿で事業を廃止したときは、店舗建設費又は店

舗改修費の補助金交付額と前条第2項の規定により算定した額との差額について期限を定めて返還させるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効及び検討)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日後のこの要綱の継続については、同日の到来までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則(平成30年告示第202号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年告示第44号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和3年告示第90号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の菊池市創業支援事業要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則(令和4年告示第60号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の菊池市創業支援事業要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和4年告示第69号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第69号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第181号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第6条、第7条、第15条関係)

補助対象経費	補助金の額	補助対象期間	備考
賃借料	借地料の2分の1以内	最初に補助がなさ	敷金及び礼金は除く。

	<p>で限度額月額5万円、借家料の2分の1以内</p> <p>で限度額月額5万円又は借地料と借家料両方の場合でそれぞれの限度額以内の額を合計して限度額8万円</p>	<p>れた日から24月以内</p>	<p>借家料には共益費及び駐車場代を含む。</p>
<p>店舗建設・店舗改修費</p>	<p>店舗等の建設に要した費用の2分の1以内</p> <p>で限度額50万円</p> <p>内装の改修に要した費用の2分の1以内で限度額30万円、外装の改修に要した費用の2分の1以内で限度額30万円又は内外装ともに改修する場合で内外装それぞれの限度額以内の額を合計して限度額50万円</p>	<p>1事業者につき1回限り</p>	<p>土地の購入及び造成を除く。</p> <p>設備機器、備品及び什器に係る経費は除く。</p> <p>建物以外への看板設置費は除く。</p>
<p>固定資産税相当額</p>	<p>創業に当たって用地を購入した者が当該土地に課税され支払った固定資産税相当額で年度当たり限度額10万円</p>	<p>最初の補助より3年度</p>	<p>事業用兼住居用地の場合、事業用面積分に限る。</p>
<p>借入金利息</p>	<p>店舗等の建設又は開業のための設備機器の購入並びに商品及び原材料の仕入れ等</p>	<p>最初に補助がなされた日から36月以内</p>	

	を目的に借り入れた資金に係る利息の額で年度当たり限度額20万円		
信用保証料	店舗等の建設又は開業のための設備機器の購入並びに商品及び原材料の仕入れ等を目的に借り入れた資金に係る信用保証料の額の2分の1以内で限度額25万円	1事業者につき1回限り	

別表第2(第6条、第7条、第15条関係)

補助対象経費	補助金の額	補助対象期間	備考
賃借料	借地料の2分の1以内で限度額月額5万円、借家料の2分の1以内で限度額月額5万円又は借地料と借家料両方の場合でそれぞれの限度額以内の額を合計して限度額8万円	最初に補助がなされた日から36月以内	敷金及び礼金は除く。借家料には共益費及び駐車場代を含む。
店舗建設・店舗改修費	店舗等の建設に要した費用の2分の1以内で限度額80万円 内装の改修に要した費用の2分の1以内で限度額50万円、外装の改修に要した費用の2分の1以内で限度	1事業者につき1回限り	土地の購入及び造成を除く。 店舗建設費又は内装改修費には、設備機器、備品及び什器に係る経費を含む。 建物以外への看板設置費は除く。

	額50万円又は内外装ともに改修する場合で内外装それぞれの限度額以内の額を合計して限度額80万円		
固定資産税相当額	創業に当たって用地を購入した者が当該土地に課税され支払った固定資産税相当額で年度当たり限度額10万円	最初の補助より3年度	事業用兼住居用地の場合、事業用面積分に限る。
借入金利息	店舗等の建設又は開業のための設備機器の購入並びに商品及び原材料の仕入れ等を目的に借り入れた資金に係る利息の額で年度当たり限度額20万円	最初に補助がなされた日から36月以内	
信用保証料	店舗等の建設又は開業のための設備機器の購入並びに商品及び原材料の仕入れ等を目的に借り入れた資金に係る信用保証料の額の2分の1以内で限度額25万円	1事業者につき1回限り	

別表第3(第6条、第7条、第15条関係)

補助対象経費	補助金の額	補助対象期間	備考
賃借料	借地料の2分の1以内	最初に補助がなさ	敷金及び礼金は除く。

	<p>で限度額月額2万円、借家料の2分の1以内</p> <p>で限度額月額2万円又は借地料と借家料両方の場合でそれぞれの限度額以内の額を合計して限度額3万円</p>	<p>れた日から24月以内</p>	<p>借家料には共益費及び駐車場代を含む。</p>
<p>店舗建設・店舗改修費</p>	<p>店舗等の建設に要した費用の2分の1以内</p> <p>で限度額20万円</p> <p>内装の改修に要した費用の2分の1以内で限度額15万円、外装の改修に要した費用の2分の1以内で限度額15万円又は内外装ともに改修する場合で内外装それぞれの限度額以内の額を合計して限度額20万円</p>	<p>1事業者につき1回限り</p>	<p>土地の購入及び造成を除く。</p> <p>設備機器、備品及び什器に係る経費は除く。</p> <p>建物以外への看板設置費は除く。</p>
<p>固定資産税相当額</p>	<p>創業に当たって用地を購入した者が当該土地に課税され支払った固定資産税相当額で年度当たり限度額3万円</p>	<p>最初の補助より3年度</p>	<p>事業用兼住居用地の場合、事業用面積分に限る。</p>
<p>借入金利息</p>	<p>店舗等の建設又は開業のための設備機器の購入並びに商品及び原材料の仕入れ等</p>	<p>最初に補助がなされた日から36月以内</p>	

	を目的に借り入れた資金に係る利息の額で年度当たり限度額7万円		
信用保証料	店舗等の建設又は開業のための設備機器の購入並びに商品及び原材料の仕入れ等を目的に借り入れた資金に係る信用保証料の額の2分の1以内で限度額10万円	1事業者につき1回限り	

別表第4（第6条、第7条、第15条関係）

補助対象経費	補助金の額	補助対象期間	備考
賃借料	借地料の2分の1以内で限度額月額2万円、借家料の2分の1以内で限度額月額2万円又は借地料と借家料両方の場合でそれぞれの限度額以内の額を合計して限度額3万円	最初に補助がなされた日から36月以内	敷金及び礼金は除く。借家料には共益費及び駐車場代を含む。
店舗建設・店舗改修費	店舗等の建設に要した費用の2分の1以内で限度額30万円 内装の改修に要した費用の2分の1以内で限度額20万円、外装の改修に要した費用の2分の1以内で限度	1事業者につき1回限り	土地の購入及び造成を除く。 店舗建設費又は内装改修費には、設備機器、備品及び什器に係る経費を含む。 建物以外への看板設置費は除く。

	額20万円又は内外装ともに改修する場合で内外装それぞれの限度額以内の額を合計して限度額30万円		
固定資産税相当額	創業に当たって用地を購入した者が当該土地に課税され支払った固定資産税相当額で年度当たり限度額3万円	最初の補助より3年度	事業用兼住居用地の場合、事業用面積分に限る。
借入金利息	店舗等の建設又は開業のための設備機器の購入並びに商品及び原材料の仕入れ等を目的に借り入れた資金に係る利息の額で年度当たり限度額7万円	最初に補助がなされた日から36月以内	
信用保証料	店舗等の建設又は開業のための設備機器の購入並びに商品及び原材料の仕入れ等を目的に借り入れた資金に係る信用保証料の額の2分の1以内で限度額10万円	1事業者につき1回限り	

別図

限府のまちなかと、菊池溪谷及び竜門ダムを結ぶ道路周辺をグルメ菊池重点区域とする。
限府のまちなかと、菊池溪谷を結ぶ国道387号立門交差点まで及び県道45号阿蘇公園菊池線立門交差点から菊池溪谷入り口までの沿線と周辺集落、並びに限府のまちなかと竜門ダム周辺を結ぶ県道133号鯛生菊池線の沿線と周辺集落をグルメ菊池重点区域とする。



限府まちなかとは、御所通り、中央通り、正観寺通り、栄町通り、切明通り、旭町通り、横町通り、中通り、大六丁通り、正院町通り、横井出通り、昭和通り、温泉街、市民広場、国道387号北原交差点から正観寺交差点まで周辺をいう。